

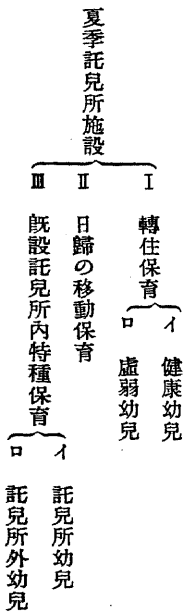
託兒所の夏季保育施設

東京府社會課 朝原梅一

一 託兒所と暑中休暇

託兒所が本來の目的を達する様に經營しやうといたされますと、小學校や幼稚園などがお休みとなりまして、休暇なごは出来ません。なぜかご申しますと、託兒所に来る様な幼兒の家庭は小さい家屋でありまして、僅に五疊敷か六疊敷かの家にしかも四五人も住まなければなりませんから幼兒は家の内では延び々々遊びごこも出来ない様な家があり、又はトタン屋根なごの家で焼けつく様で堪えられない程暑い家もあります、こうした家に住む幼兒達を出来得る限り涼しい愉快な生活をさせるためには託兒所に特有な夏季施設が最も必要なことになります。

こうした託兒所特有な施設はこれまでごんなものがありましたか我が東京府下に於ける状況を擧げて見ますと、(一)夏季轉住保育でありまして、これには、(イ)幼兒の健康の増進、(ロ)虚弱幼兒の健康恢復及増進の二種類があります、而しこの二種は多くの幼兒中にかう事情の許すものゝみ選出されたものでまだ大衆的は申されない所に缺點がありました、



それで之を大衆的なものとして多數の幼兒に利用せしめまするには特にその託兒所に設備を致しまして、轉住保育と同様な効果を擧げやうと努力しつゝある状況でこれを表さして上に示します。

二 轉住保育施設起源

我が國の託兒事業は明治二十三年六月、新潟市東湊町に赤澤鐘美氏に依つて設置され、我が東京府下におきましては明治三十三年一月、東京市麴町區に野口幽香氏、齋藤峰子氏に依つて設置され後に四谷區元町に移轉したのが始めて其後九十二ヶ所施設を見るに至つたのであるから、或はこれ等の施設に於ても夏季事業をそれ々々試みられた事業があるかも知れませんが私共の知つて居ります事業の起源は、大正六年八月十日より二十五日まで十五日間、東京府社會事業協會の主催で府下數ヶ所の託兒所が聯合して、千葉縣市原郡八幡宿町の海岸に轉住したこゝが始めでありまして、今其の幼兒の年齢を見ますと、三歳二名、四歳四名、五歳十三名、六歳十七名、七歳六名、其他幼兒の兄弟又は虛弱兒童で特に一所に轉住いたしましたもので八歳二名、九歳二名、十歳一名、十三歳一名、合計四十八名でありました。

この様にして東京府下の斯業従事者の共同事業が經營され、幼兒の身心に好い影響を與へましたこゝは勿論のこゝ、その際晝間保育の任に當りました保姆さん達は其後の共同事業に對して深い暗示を與へられましたから、斯業關係者の親睦並に保育研究を目的とする集會の必要を感じまして、東京府社會事業協會に保育分科會を設けるこゝの濫觴を作りましたのであります。

更に大正十二年九月關東大震災の翌年はまだ焼け跡に住宅の建設も思ふ様に出来ませんので特に府下の各團體經營の託兒所に預つて居りました、虛弱な幼兒を轉住させる目的で大正十三年の八月一日から三十一日まで一ヶ月間、當時郡部でありました和田堀ノ内村字秋久保方南に轉住いたしました。此地は多摩川淨水に臨んで遙に西方には富士山の秀峯を仰ぎ、附近には武藏野の昔を偲ぶ雜木林の點在する地で、空氣清澄、四邊閑寂、夜は蟲聲を草間に聞き、螢火の亂舞するを見るに云ふ様な實に興味の深い地でありました。

この轉住に要しました設備は、震災救護事務局の委託に依りまして東京府が建設いたしました、小住宅附屬の宿泊所二棟を利用したのであります、(1)兒童室二十五、(2)洗面所二、(3)事務室一、(4)事務室一、(5)休養室一、(6)湯殿一、(7)足洗及洗濯場一、(8)炊事場二、(9)係員控室三、(10)食堂兼遊戲室二、(11)女中部屋一、(12)物干一、(13)物置三、其他門、柵、植樹、花壇、井戸、給水設備。炊事用備品一式、プール、金魚池、ブランコ、滑臺、砂場、腰掛、築山、日除、樂器等が設けられてあります。こゝに收容した幼兒の定員は一日百二十六名宛、七ヶ所の託兒所から集められたものであります、その保育日課を擧げて見ます。

朝五時—六時、起床、散歩、深呼吸、洗面。

朝七時—朝食。

朝七時三十分—十時、遊戲、運動、水浴。

朝十時—牛乳、終つて一同遊戲室に集合して、各團體交互に當番として團體遊戲をなす。

十一時三十分—午餐(野菜を主としたる榮養食)

十二時三十分—午睡。

午後三時—洗面、間食、自由遊び(運動、水浴、遊戲、自由遊其他)

午後四時—溫浴。

五時三十分—六時夕食、自由遊び。

七時—七時三十分、就眠。

日中は運動に便にして且衛生及風紀上適當なるタオル製チョッキ、手拭地パンツを用ひ、夜間は米國寄贈の綿キル寢衣に

着換へしめ幼児の就寢後は時々打合會を開き保育上有益な意見の交換を行ひ相互の研究に努めました。(創立十週年記念東京府社會事業協會一覽)

三 虚弱幼児専門の轉住保育

これも大震災火災を機として起つた事業でありまして、財團法人兒童愛護會の一事業でありましてその場所は千葉縣長生郡一ノ宮町海岸でありまして、特に身體虚弱な學齡期兒童を收容して健康を及ぶ限り正常なものにしようとする目的を以て設けられた一ノ宮學園で行はれたのであります。本園は大正十五年九月工を起し、翌昭和二年三月三十一日竣工したもので總建坪數一千二十五坪で實に完備した建物及設備でありました。

幼児の轉住保育は昭和二年七月二十一日から八月末日に亙る四十日間でありまして一幼児につき二週間宿泊せしむることゝいたしました。東京府管内の十七箇所の託兒所から幼児を毎回六十名宛を收容いたしました。その幼児は小兒科醫師の嚴密な調査に依つて虚弱兒と認められるものを選定されたのであります。その年齢は、(1)滿四歲十一ヶ月十五名、(2)五歲十一ヶ月八十一名、(3)六歲十一ヶ月六十七名、(4)七歲十一ヶ月七名、(5)八歲十一ヶ月一名、(6)九歲十一ヶ月一名、合計實人員百七十二名でありましてその内に例外として少數の學齡兒童を加へたのであります。

こうした家庭はさうかを擧げて見ますと、

一戸一室の家に住む者九十五名(五七・六%)

一戸二室の家に住む者五十名(三〇・三%)

一戸三室の家に住む者十一名(六・七%)

一戸四室の家に住む者九名(五・五%)

更にその居住の家族一人に對する疊數を考察いたします。

一人一疊に當るもの三十八名(二三・五%)

一人二疊に當るもの八十八名(五四・三%)

一人三疊に當るもの二十六名(二六・四%)

一人四疊に當るもの七名(四・三%)

一人五疊に當るもの三名(一・九%)

等でありまして、虛弱幼兒を出す家屋がどんな家であるかを知るこゝが出来ます。

入園時に於ける身體検査の結果及入園中の獻立竝に處遇の方法は之を省略いたしまして、退園の際に於ける結果を記します。①體溫に及ぼした影響は、總人員百七十二名中八十六名(五〇・六%)は入園當日體溫三十七度以上でありました。この體溫の上昇の原因は入園のため東京から千葉縣一宮まで旅行したからでありませう、翌日からは三十七度二分以下のもの百十四名、三十七度三分より三十七度五分のもの四十二名、三十七度六分から三十八度のもの七名、(第一班)でありました。②體溫に及ぼした影響を見ますと、入園當時にくらべて體溫の増加したものの七十五名(四八・七%)減少した者七十三名(四七・四%)、増減のないもの六名(二・九%)でありました。この點は年少にして強健な幼兒を對照することを缺くが爲に斷言するこゝを憚るが、少くとも虛弱兒童に於ては一定の土地に移して規則正しい團體生活を營ませるに初めは反つて體重が一定期間減少するこゝがあり、然る後に漸次増加するものが多いこゝは既に一宮學園の學齡兒童に於て認めて居たが、この託兒所の幼兒を十日間乃至二週間收容する様な短時日では他の長期に亙る林間學校の報告の様な結果は期待して居なかつたを記してあります。尙此外種々な詳細な報告がありますが之は省略いたします(昭和二年度一宮學園事務報告書)

更に山に幼児を轉住いたしました例としては東京市社會局におきまして大正十四年度靜岡縣御殿場に東京市託兒場の幼児を轉住せしめました但其の結果を小冊子として發表されて居りましたが今手許に之がありませんから省略いたしますが此事業は其後も毎年繼續されて二三年前からは、千葉縣北條に轉住され、昨年のおきも八月一日から二週間八百八十名の虚弱幼児の轉住保育が行はれました。

四 日歸移動保育

幼ない幼児を眞實の父母の手から離して僅に二週間でも保育するに云ふことは、父母も相當心配をいたしますし、幼児も家庭を離れることを愆しないものもあり、またこれ預る保姆の責任も極めて重大なものであります、ですから昨年は行はれました東京市社會局の例を見ましても、醫學博士廣瀨興氏を始め他に二名の醫師、看護婦四名、保姆其他四十名にてこの事業に當られたのでありまして如何に注意を要すべきかを知るべきが出来ます、従ひましてこうした虚弱幼児の轉住保育が如何に困難でありました、多くの資金を要する點から經濟的に貧弱な私立の事業團體では經營の出来ない事になるのであります。

幾分行ひ易い事業として其日歸りの轉住保育は比較的多くの幼児に利用させるべきが出来ます、この事業は大正十三年七月二十五日から八月三十一日に亘り、三十八日間、大震災に遇ふた家庭の幼児を対象とする託兒所の幼児を當時西巢鴨町所在の癩病院を借り受け東京府社會事業協會が聯絡を執り、東京府管内の託兒所の幼児一日定員四百十五名を保育する林間幼稚園を開いたことでありまして一日託兒所十四ヶ所の幼児を十四臺の市營乗合自動車を使用して託兒所と林間幼稚園との間を往復いたしましたして運搬に力め、東京市及警視廳當局等の後援を得まして當初は苦慮すべきであらふ懸念されましたが、殆ど杞憂に歸し、幼児等の歡迎に限りない程の好成績を収めました、序にその際の日課を擧げます。

朝八時—九時事務所前にて下車來着順に洗面を了へ、林間休憩所にてミルクの配給を受け、

十時—十一時 遊戯、運動、水浴、其他。

十一時 食事用意。

十一時半 食事(順次食堂に入る)

東京府社會事業協會より榮養食を供給され、

一時 午睡。

三時 間食(林間休憩所にて)

前同協會より適當なる菓子、果物の類を供給す。

三時半—四時 林間、運動、動物舎、逍遙。

四時 順次事務所前に乗車歸途に就く。

かくして保健衛生上充分の注意を拂ふため東京府濟生會から醫師を派遣されましたが、毎日四百名内外の幼児の保育に於ても輕微なる患者が僅に二三名を見ただけでありまして、最初の試みとしての共同事業も大過なしに終了いたしました、けれども其後はこうした事業が繼續されませんでした、近年私託兒所の團體におきましては學齡兒童を、幼兒を併せて轉住させる様な事業が澤山起りました、それは救世軍社會殖民館の千葉縣長生郡一松村三本への轉住保育、東京兒童指導會の多摩川河畔の上石原キャンプ、(加盟團體は二葉保育園、有隣園、知徳會、帝大セントラルメント、ベタニヤホーム、西齋學園、東京府社會事業協會經營南千住、大島、大井、王子、和田堀の各隣保館、猿江善隣館は神奈川縣久良岐郡金澤町に、興望館、日暮里愛隣園及愛清館は千葉縣君津郡竹岡村に、各々一週間乃至二週間の轉住が行はれました。

五 託兒所特設の夏季保育

託兒所の幼児を學齡兒童を併せてキャンプ式に轉住して涼氣を追ひ、氣分を轉換せしめて健康を増進しやう云ふ事業は前述の様に盛に起つて行く傾向はありますが、一般的に大衆の利用する夏季幼兒保育施設が甚だ少ないのであります、言葉を換へて申しますと、同じ託兒所に通ひ乍ら少數の幼兒は轉住することが出來ますが多くの幼兒は家庭か又は託兒所に淋しく残されることがあります、此の缺點を補ふ爲に特に夏季に特有な設備を致しまして多くの幼兒を一様に保育する必要を感じるのであります、その方法といたしまして、出來るなら託兒所内に(一)プールを作ることであります。この試みと致しまして大正十四年八月に淺草區田中町にある基督教淺草會館託兒所が遊戯室の床下をプールに作られて之を使用されたことがあります、其後屋内に水を入れることは普通の日本式住宅として面白くない様に考へられ之を利用されない様であります、プールは日光を必要とする點から屋外に作らなければならぬものでありますから御尤もの事と思ひます、そして幼兒を對象としてプールの側に人工的な砂濱にするためには(二)砂場を作らなければなりません、この様にして屋外にプール及砂場を作りますとこれを川邊又は海濱の様に幼兒等に使用させますれば自然太陽に皮膚をさらしまして健康を増進することにもなりますから、空氣さへ清淨でありますなら海濱や林間に轉住したと同じ効果が多くの幼兒に得られる譯であります。更にこの目的に使用する設備としては(三)託兒所の建物の構造から考へて、内側(床から天床への高さ)をお寺の建物の様に高く、そして出來るだけ南北を明けて通風を好くする様に作る事に注意すべきであります、尙充分を申しますと建物ばかりでなく、建物をとりまく、(四)植物も、桐さか、プラタナスさか、云ふ様な早く大きくなる樹木を植ゑまして暑中その下蔭で涼しい風を受け乍ら遊び得る様に植樹をなすことであります、こうした樹蔭が急に作ることは出來ませんでしたら(五)藤棚を作り、それも急に成長しなくて間に會ひませんでしたら(六)からす瓜、へちま、朝顔、等

のつるものを植へるのでありますが、これは初めから小さいのを必要な場所に植えたのでは幼児がさわるため成長を害するかも知れませんが、大きな植木鉢に勢よく作つて相當大きくなつたものを必要な場所に移植するのであります、そしてこれに觸れぬ様な方法を講ずるのであります、こうした日蔭も作るここの出来ない時にはあまり感心をいたしません。(7)藪簀(ヨシヅ)を以て日蔭を作るのであります。

こうした特設の設備を致しまして各々の託児所の幼児ばかりの保育でなく、託児所の附近の幼児をも臨時に預つて保育するこゝがこうした地區に對する適當な施設であります、唯々保育の實際に當りましては、プールを作つた時この水を取換へるこゝが相當困難でありますから泳ぐ様なプールにするよりも徒涉池として淺く水を入れて遊ばせるこゝにするが好いと思ひます、そして衣服は極めて薄いもので手足は充分露出して太陽にさらし、その着物も出来るなら託児所から貸與する方法が好いかと思ひます、昨昭和八年度にプールは出来ませんでした、多量な砂を以て砂場を作つてそれに水分を加へ、人工的な川濱を作つて八月一日から三十一日まで、東京市荒川區尾久十丁目の尾久隣保館幼稚園で試みて見ましたが附近の幼児はたいそう喜んでこれを利用いたしました。こうした催には保姆傳習所の生徒さんなご一夏を犠牲にして加勢されたなら喜んで好いこゝかなご勝手なこゝを考へるこゝもあります。

要するにまだ託児所の夏季保育施設は大衆的なものは發達して居りませんが、今後盛になつて行く傾向は多分にあります云ふのは近頃東京市の小學校に於ては校庭内にプール設けられたものも澤山あり、殊に八王子市の如きは市内全部の小學校に附設されて居ります、この様に小學校内にプールなき設けられます事から幼稚園や託児所の方にも相當な影響を與へられるこゝと思はれますし、建物の構造も段々理想に近くなつて來つゝある様に思はれます、それにこうした事業を理解して寄附金をして設備の改善を助けられる様な篤志家もありますから今一息云ふ所であります。